

盛岡市立高等学校に転入学した被災生徒への支援について

平成 23 年 6 月 1 日

教 育 委 員 会

**1 支援の趣旨**

盛岡市立高等学校に入学、転入学した東日本大震災で被災した生徒に対し、必要な支援を行うものである。

**2 支援の内容**

東日本大震災で甚大な被害を受けたと認められた者について、入学検査料及び入学料の免除及び還付を行う。

甚大な被害とは、次のいずれかの被害をいう。

- (1) 住居（学資を主として負担している者の住居を含む。以下同じ。）の全壊又は半壊
- (2) 住居の全焼又は半焼
- (3) 住居の流失
- (4) 学資を主として負担している者の属する世帯の収入の著しい減少

対象者数は 4 名（平成 23 年 5 月末現在）

**3 条例改正**

平成 23 年 6 月市議会において、盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正し、入学検査料及び入学料の免除及び還付に関する特例を定めようとするものである。